

## 内閣府本府政策評価基本計画のポイント

内閣府本府政策評価基本計画（計画期間：平成 23～25 年度）の決定にあたり、前期基本計画（計画期間：平成 20～22 年度）から変更した主な点は以下の通り。

### 「1 計画期間」

「平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とする。」を

「平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間とする。」に修正

### 「3 政策評価の観点に関する事項」

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等との連携を念頭に、以下の記述を追加。

#### ⑦他の評価スキームとの連携

「国丸ごと仕分け」（行政事業レビュー）等の他の評価スキームとも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

### 「6 事前評価の実施に関する事項」

租税特別措置等の評価に関し、「(4) 租税特別措置等（注）の評価」を追加。あわせて、「(2) 評価対象」、「(3) 規制影響分析 (RIA)」及び「(5) 実施の要領」も修正。

#### (2) 評価対象

予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、評価法第 9 条第 1 号（当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること）に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。評価法第 9 条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成 13 年政令第 143 号）第 3 条に該当する政策を対象とする。

#### (3) 規制影響分析 (RIA)

規制の新設等による影響の評価（以下「規制影響分析 (RIA)」という。）を行う場合は、その方式及び対象について、上記 (1) 及び (2) に関わらず、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日 政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

#### (4) 租税特別措置等（注）の評価

租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、上記 (1) にかかわらず、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日 政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。）等を踏まえ、調整部局特に企画調整課、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。

(注)「租税特別措置等」とは、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。

(4)(5)実施の要領

事前評価(規制影響分析(RIA)及び租税特別措置等の評価を含む。以下同じ。)の対象となる政策については、調整部局、政策評価担当課等及び政策所管課等と協議の上、政策評価広報課が決定する。政策所管課は、予算要求や、規則・制度の新設、租税特別措置等の新設・拡充又は延長の要望の前に、「5 政策評価の実施体制に関する事項」で定めた実施体制の下、評価を行う。

「7 事後評価の実施に関する事項」

租税特別措置等の評価に関し、「(1)評価の方式」を以下の通り修正し、「(2)評価対象」に以下の記述を追加。

(1)評価方式

総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

(2)評価対象

④租税特別措置等に係る政策の事後評価

法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努めるものとし、租税特別措置等に係るガイドラインに基づき実施する。

「9 政策評価の結果の政策への反映、活用に関する事項」

「国丸ごと仕分け」(行政事業レビュー)等との連携等を念頭に、以下の通り修正。

行政支出総点検会議の「指摘事項」(平成20年12月)を踏まえ、政策評価が無駄の削減に資するように努める。政策評価の結果と「国丸ごと仕分け」(行政事業レビュー)等の他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。

「10 政策評価に関する情報の公表に関する事項」

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、以下の記述を追加。

また政策評価担当課等及び政策所管課等は、外部からの検証を可能とするため、政策評価を行う過程において使用した資料を適切に保存するものとする。

また、学識経験を有する者から成る懇談会については、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることとする。